政策決定会議報告書

日時	令和２年 10 月 30 日　午前 10 時から 11 時まで
場所	委員会室
案件名	内閣府未来技術社会実装事業　実装に向けた取り組みについて
参加者	【出席者】 （会議参加者）市長、副市長、藤岡総合政策部長、川上魅力創造室公民連携・特命事項担当課長、西野総務部次長兼財政課長、山本市民生活部長、亀澤都市整備部長 、足立都市整備部副参事、笹田田原支所長 、塩見田原支所主任、 （庶務）木下秘書政策課長、藤戸秘書政策課主任 【欠席者】西口総務部長　鈴木産業振興課長
提案理由	平成２９年１１月に、田原活性化対策本部を設置し、地域課題（買い物、交通、医療）の解消に向け活動を開始し、地域（田原活性化対策本部）からは、地域資源を生かした賑わい創出及び、平成３１年３月には、地域主体のまちづくりについての提言がなされた。このことから、市としては、この取り組みのサポートと併せ、課題解消の方策の一つとして、令和元年からスマートシティの取り組みを開始し、令和元年度に、国が設立した「スマートシティ官民連携プラットフォーム」の参画し、地域住民のスマートシティに関する機運醸成を及びスマートシティの実現に向け「日本一前向き！」コンソーシアムを住民・産・学・官で設立した。 スマートシティの取組みを推進すべく、令和２年度に、地域課題の解消に向け、AI、IoT や自動運転等の実装による新しい地方創生を目的とした内閣府所管の「未来技術社会実装事業」に応募したところ、令和２年７月３１日に選定された。 今後、田原地域における移動手段としての自動運転、日用品等の買い物・物流支援、都市 OS 等実証実験を順次着手していく予定であり、実施に際し、関係部局のサポートが不可欠であることから、実証実験の実施について合意を得たい。
提案事項（決定を要する事項）	令和６年度までに自動運転、買い物支援・物流支援及び都市 OS の整備を目指すため令和３年度の未来技術の実証実験を行うことについての関係部局の合意

議事の概要及び 発言の要旨	【課題】 ① 事業費及び財源（地方創生交付金）が不確定で、現時点では、費用対効果の目途が立っていない。 ② 市域全体のスマートシティ化を田原から始めることの位置づけ ③ 内閣府未来技術社会実装事業を田原支所で進めていくことについて、体制整備が必要である。 【意見】 ① 実証実験に向けた体制整備は必要であり、実施事業が決まり次第、機構、人的配置、民間からの起用を考えることになる。 ② 地方創生交付金以外の大阪府、道路部局の交付金、企業版ふるさと納税、民間等の支援など幅広く財源確保に取り組むべき。 ③ 財政的な視点では、将来的なコストを下げていくための取組みというところも一定判断に入ってくる。直接数年費用がかかっても５年後１０年後にコストが下がるのであれば、意味があることである。関係部署がその点に留意して進めることが非常に重要となる。 ④ 実証実験を自動運転ありきで進めるのではなく、公共交通自体を良くしていくというのが目標というところをきっちり整理し、田原支所は常にそれを掲げていく必要がある。 ⑤ 公共交通計画の中でコミュニテイバスや、デマンドタクシー等を実施しているところであり、自動運転については、公共交通計画の中に今挙げられるものではないが、情報の共有については、必要と考える。 ⑥ 自動運転と公共交通は同じものではないと認識している。スマートシティをめざす中で行うという位置づけを重視して欲しい。今の公共交通の体系が未来永劫続くことは難しいと考えているので、当然、選択肢の中には入ってくるとは思うが、そういうところについては、公共交通会議と連携しながら進めることになる。 ⑦ 現在、公共交通でデマンドを採用して、東部線に関してもルートやダイヤの変更をしているところである。さらに自動運転を入れると方向性がわからなくなるので、自動運転は、地域課題の解消、移動手段の確保のための実証実験として行い、その結果を踏まえて、公共交通会議に諮り、公共交通として採用するかどうか

	検討するという進め方をしたい。 【情報共有】 ① 総合政策部においては、11 月 2 日に総合戦略改定に向けた協議会を開催し、改定後、地方創生交付金の申請要件となる、地域再生計画を魅力創造室と田原支所で策定する。 ② 地方創生交付金と大阪府の補助金は併用可能であるが、大阪府の補助金については、他の財源充当後の 1/2 が交付額となる。
会議結果	【決定事項】 ① 地域課題の解消を目的として、令和 6 年度までに、自動運転、買い物支援・物流支援及び都市 OS の実証実験を行うなかで、未来技術の実装を目指すため実証実験を行うことについての関係部局間で合意した。 ② 自動運転の実装は、実証実験の結果を踏まえて決定する。 ③ 本事業については、この会議で出された意見に留意しながら進める。 ④ 第 1 次地方創生交付金は交付申請を行う。 ⑤ 企業版ふるさと納税、大阪府の補助金等、企業からの協力等、可能な限り財源の確保に努める。
その他特記すべき事項	【留意事項】 地域再生計画を策定した団体は、交付税算入のある地域活性化事業債が活用できるので、実施する事業については、田原支所から財政課に情報共有する。